

「民法の一部を改正する法律」を踏まえた預金規定等の改定について

2020年3月2日

お客さま各位

株式会社南都銀行（以下、当行といいます。）は、2020年4月施行の「民法の一部を改正する法律（以下、改正法といいます。）」を踏まえ、2020年4月1日より預金規定等（以下、規定といいます。）を改定することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

改定する内容および規定につきましては以下のとおりです。また、改定後の規定につきましては、改定日に当行ホームページの各種規定に掲載いたします。

同法に関し、この他にも規定を改定することがございます。その際は別途お知らせいたします。

1. 改定する規定の内容

(1) 変更条項の新設

- 改正法により、規定の各条項を変更する際の手続要件が定められたことから、当行が規定内容を変更する際の変更手続を規定上明確にいたします。

新設条項

● (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 後見人に関する届出義務の改定

- 改正法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取消することができる旨定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当行へのお届出を義務化いたします。

※ (例) 普通預金規定

改定前	改定後 (改定部分赤字)
9. (成年後見人等の届け出) (1)～(3) (略)	9. (成年後見人等の届け出) (1)～(3) (略)
(4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。	(4) 前(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。 <u>また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様にお届けください。</u>
(5) (略)	(5) (略)

(3) 定期預金の満期前解約の制限の明確化

- 改正法において、「寄託者（預金者）は、受寄者（銀行）に対していつでもその返還を請求することができる」との定めが定期預金について適用されることから、定期預金について満期前の解約が制限されていることを明確化いたします。

※（例）定期預金共通規定

改定前	改定後（改定部分赤字）
8.（預金の解約、書替継続）	8.（預金の解約、書替継続）
(1) (略)	<u>(1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
	<u>(4) (略)</u>

※（例）期日指定定期預金規定

改定前	改定後（改定部分赤字）
3.（利息）	3.（利息）
(1) ～(2) (略)	(1) ～(2) (略)
(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。	(3) <u>この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合</u> および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。
①～② (略)	①～② (略)
(4) (略)	(4) (略)

(4) ナント・デビットカード取引規定について、「譲渡債権に付着した抗弁の切断」条文の改定

- 改正法により、債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の切断制度が廃止されることにともない、譲渡債権に付着した抗弁を切断させるには、債務者による抗弁放棄の意思表示が必要になると解されるため、条文を改定いたします。

改定前	改定後（改定部分赤字）
第1章 デビットカード取引	第1章 デビットカード取引
1～2 (略)	1～2 (略)
3.（デビットカード取引契約等）	3.（デビットカード取引契約等）
前記 2. (1)により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座から預金の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
	<u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u>

<p>4～5 (略)</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. (C0デビット取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「C0デビット取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>	<p><u>①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. (C0デビット取引契約等)</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「C0デビット取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりC0デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>①当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>②C0加盟店銀行、C0直接加盟店またはC0任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」といいます。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関してC0加盟店またはその特定承</u></p>
--	--

	<p>継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>
--	---

3. 改定する規定一覧

○以下の規定を変更いたします。

【改定する規定一覧表】

預金規定等名称	改定内容			
	(1) 変更条項の新設	(2) 後見人に関する届出 義務の改定	(3) 定期預金の満期前 解約の制限の明確化	(4) デビットカード取引 規定の改定
預金規定				
・普通預金規定	○	○	—	—
・普通預金(照合表口)規定	○	○	—	—
・貯蓄預金規定	○	○	—	—
・納税準備預金規定	○	○	—	—
・通知預金規定	○	○	—	—
・通知預金(照合表口)規定	○	○	—	—
・通知預金規定(特例型)規定(通帳式)	○	○	—	—
・通知預金規定(特例型)規定(証書式)	○	○	—	—
・総合口座取引規定	○	○	—	—
・定期預金共通規定	○	○	○	—
・期日指定定期預金規定	—	—	○	—
・自動継続期日指定定期預金規定	—	—	○	—
・自由金利型定期預金規定	—	—	○	—
・自動継続自由金利型定期預金規定	—	—	○	—
・自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	—	—	○	—
・自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定	—	—	○	—
・6ヶ月据置定期預金(バリューA)規定	—	—	○	—
・自動継続6ヶ月据置定期預金(バリューA)規定	—	—	○	—
・自動つみたて定期預金“PLANET”規定	○	○	○	—
・目的つみたて定期預金“March”<個人用>規定	○	○	○	—
・目的つみたて定期預金“March”<法人用>規定	○	—	○	—
・財形年金預金規定	○	○	○	—
・財産形成期日指定定期預金規定	○	○	○	—
・財形住宅預金規定	○	○	○	—
・当座勘定規定書	○	○	—	—
・当座勘定規定書(専用約束手形口用)	○	○	—	—
・まほろば支店(インターネット支店)ご利用規定	○	—	—	—
・外貨預金共通規定	○	○	—	—
・外貨定期預金規定(通帳式・証書式)	—	—	○	—
・外貨普通預金規定(照合表口)	○	○	—	—
・外貨定期預金規定(照合表口)	○	○	○	—
カードローン規定				
・<ナント>カードローン“E-PACK”規定	○	○	—	—
・<ナント>ATMカードローン規定	○	○	—	—
・キャッシュクイックカード契約規定	○	○	—	—
・ナント・わかきローン規定	※	○	—	—
・ナント・ファミリーカードローン規定	※	○	—	—
・ナント・レディースカードローン「ぶらんど」規定	※	○	—	—
・ナント・エースカードローン規定	※	○	—	—
・ナント・ナビカードローン規定	※	○	—	—
・カードローン規定(カードローンビッグ・スーパーローン用)	※	○	—	—
カード規定				
個人のお客さま				
・ナント・デビットカード取引規定	—	—	—	○
・キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定	○	—	—	—
貸金庫規定				
・セーフティーケース保護預り規定	※	○	—	—
・(カード式)全自動貸金庫規定	○	○	—	—
・(カード式)半自動貸金庫規定	○	○	—	—
・(鍵式)貸金庫規定	○	○	—	—

※新規取扱中止

【改定する規定一覧表】

預金規定等名称	改定内容			
	(1) 変更条項の新設	(2) 後見人に関する届出 義務の改定	(3) 定期預金の満期前 解約の制限の明確化	(4) デビットカード取引 規定の改定
その他規定				
・振込規定	○	—	—	—
・ナント・ダイレクト利用規定	○	○	—	—
・<ナント>Web口振受付サービス利用規定	○	○	—	—
・「<ナント>投信積立サービス」取扱規定	○	○	—	—
・投資信託自動けいぞく(累積)投資約款	○	○	—	—
・投資信託受益権振替口座管理規定	○	○	—	—
・特定口座規定	○	○	—	—
・非課税上場株式等管理に関する約款	○	○	—	—
・保護預り規定兼振替決済口座管理規定および一般債振替決済口座管理規定	○	○	—	—

※新規取扱中止

4. 改定日

2020年4月1日(水)

以上